

○学校法人日本医科大学ICT推進センター業務細則

(平成26年4月1日細則第2号)

(目的)

第1条 この細則は学校法人日本医科大学ICT推進センター組織規則第8条に基づき、学校法人日本医科大学ICT推進センター(以下「ICT推進センター」という。)の業務を円滑に推進するために必要な事項を定める。

(ICT推進センターの業務)

第2条 ICT推進センターは次の業務を行う。

- (1) 学校法人日本医科大学(以下「法人」という。)各組織の横断的、機能的情報システムの構築及び情報化に関する方針策定に関すること。
- (2) 法人の情報化に関する施策の企画立案に関すること。
- (3) 前2号にかかる方針及び企画立案の実施に関すること。

(ICT企画課の業務)

第3条 ICT企画課は次の業務を行う。

- (1) 法人の情報化に係る中期計画及び年度計画の作成に関すること。
- (2) 法人の情報化に係る費用の管理に関すること。
- (3) 法人の各所属における情報化システムの開発支援に関すること。
- (4) 導入された情報システムの運用状況の定期的確認と課題発生時の解決支援に関すること。
- (5) 情報通信市場の技術の動向と、他の教育・医療機関における情報通信導入状況等に係る調査、研究、情報収集に関すること。
- (6) 公官庁・地方自治体における情報通信関連の政策動向と補助金の交付状況に係る情報収集及び調査分析に関すること。

(ICTシステム課の業務)

第4条 ICTシステム課は次の業務を行う。

- (1) 法人における情報関連の保護、保安対策及び管理運用に係る規則、諸規程等の企画作成、実施、管理に関すること。
- (2) 教職員及び学生に対する、情報関連の保護、保安対策及び管理運用に係る教育の企画と実施に関すること。
- (3) 法人の情報ネットワークの設計、構築、運用及び維持管理に関すること。
- (4) 法人の共通の事務システムの設計、構築、運用及び維持管理に関すること。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、常務理事の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。